〇島根県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月20日 島根県条例第12号

[島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例]をここに公布する。 島根県スポーツ推進審議会条例 (平23条例32・改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、島根県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第2条 審議会の委員の定数は、14人以内とする。

2 特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に前項に定める委員のほか、臨時に委員を置くことができる。

(任命)

第3条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時に置かれた委員は、特定の事項を調査審議するため必要な期間在任するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〇島根県スポーツ推進審議会規則

平成31年3月22日 島根県規則第15号

[島根県スポーツ振興審議会規則]をここに公布する。

島根県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 島根県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)及び島根県スポーツ推進審議会条例(昭和37年島根県条例第12号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 島根県及び島根県教育庁の職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。